

ほのぼの I o Tクラウド サービス約款

施行日 平成30年6月28日
最終改定日 令和6年11月26日
山形県南陽市和田3369番地
エヌ・デーソフトウェア株式会社

この「ほのぼの I o Tクラウド サービス約款」（以下、「本約款」といいます）は、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下、「当社」といいます）がお客様に対してほのぼの I o Tクラウドを提供する契約条件を定めたものです。お客様が本約款のいずれかにでも同意できない場合、ほのぼの I o Tクラウドを利用することはできませんので、必ず事前に内容をご一読下さい。

第1条 定義

- 本約款で「本サービス」とは、当社がインターネット経由でお客様に提供するサービスである、ほのぼの I o Tクラウドをいいます。
- 本約款で「概要仕様書」とは、本サービスの仕様を定めた別紙「ほのぼの I o Tクラウド サービス概要仕様書」をいいます。
- 本約款で「サービス契約」とは、お客様が当社と締結する本サービスの利用契約をいいます。
- 本約款で「サービス提供設備」とは、当社が本サービスを提供するため、インターネット上に設置する設備をいいます。サービス提供設備はお客様の専用設備ではなく、複数のお客様が共用する設備です。
- 本約款で「お客様事業所」とは、お客様が本サービスの提供を受ける場所をいいます。
- 本約款で「接続端末」とは、お客様が本サービスの利用のために使用するお客様自身のコンピュータをいいます。
- 本約款で「ライセンス」とは、お客様が本サービスを利用する権利をいいます。
- 本約款で「販売店」とは、お客様がライセンスの取得に関する契約（売買契約、リース契約等）を直接締結する者で当社以外の者をいいます。
- 本約款で「お客様データ」とは、お客様が本サービスに送信、登録する情報をいいます。
- 本約款で「サポートページ」とは、お客様による本サービスの利用を支援する目的で当社がインターネット上に設置するお客様専用のWebページをいいます。
- 本約款で「再委託先」とは、当社が行う本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部の再委託を受ける者をいいます。
- 本約款で「秘密情報」とは、お客様又は当社が、サービス契約を履行する際に相手方から提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報をいいます。
- 本約款で「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定められた個人情報をいいます。
- 本約款で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的活動を行う勢力をいいます。

第2条 適用

- 本約款は、本サービスに関するお客様と当社の間の全ての権利義務関係を定めるものとします。当社は、本約款を改訂する毎に最終改訂版をサポートページに掲載します。
- 概要仕様書は、本約款の一部を構成するものとします。
- 本約款において、お客様と異なる法人格を有する個人又は団体（お客様の親会社、子会社、関連会社又はフランチャイズ先等の個人又は団体を含むがこれらに限られない）は、お客様とは異なる第三者であると解釈します。

第3条 ライセンス

- 当社は、ライセンスをライセンス通知書に化体して、直接又は販売店を通じてお客様に有償で提供します。ライセンス通知書は、お客様がライセンスを有することを証明できる唯一の書面とします。
- ライセンスは有効期間がある権利とし、お客様はその有効期間においてのみライセンスを行使できるものとします。
- お客様は、本サービスを利用する対価として、ライセンスの代金を、当社又は販売店に別途支払うものとします。
- お客様は、お客様が有するライセンスが失効した場合、即時に本サービスに蓄積したお客様情報にアクセスできなくなり、かつ、本サービスを使用できなくなることに同意します。当社及び販売店は、その結果としてお客様に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。
- 本サービスには、次の各号に定めた業務の提供は含まれないものとします。但し、当社は自らの裁量に基づき、これらの業務の一部を当社所定の条件により、別途サービスパックとして直接又は販売店を通じて有償でお客様に提供することがあります。当社が提供するサービスパックの種類及び提供条件については、当社又は販売店までご確認ください。
(1)本サービスの初期設定。
(2)接続端末の設定。
(3)本サービス導入に必要なとなる操作研修。
(4)当社によるお客様データの入力、変更及び削除。
(5)その他概要仕様書に明記されていない一切の業務。

第4条 サービス契約の成立

- 本約款は、お客様と当社間で締結されるサービス契約に適用される全ての契約条件を定めます。
- お客様と当社との間のサービス契約は、お客様が有するライセンスの有効期間が開始した時点で有効に成立します。当社はサービス契約に基づき、お客様に本サービスを提供し、お客様はサービス契約に従って本サービスを利用するものとします。
- お客様が本約款の条項のいずれかにでも同意できない場合は、前項に基づき

サービス契約が成立する前に当社に書面で通知するものとします。この場合、サービス契約は成立せず、お客様は本サービスを利用することができないものとします。

- 当社及び販売店は、自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様がサービス契約を締結しなかったことによってお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。お客様は、サービス契約を締結しなかった場合であっても、ライセンス代金の支払債務から免れないものとします。また、この場合、当社及び販売店は受領済のライセンス代金を返還する義務を負わないものとします。

第5条 サービス契約の変更

- 当社は、本約款の内容を変更する場合、変更後の本約款をサポートページに掲載するものとします。
- 当社は、前項の掲示がなされてから1ヶ月を変更後の本約款の周知期間とします。周知期間内にお客様からの書面による異議申し立てを受けなかった場合、周知期間の経過と同時に、変更後の本約款が当社とかかるお客様との間で成立済みのサービス契約に有効に適用されるものとします。
- 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、前項の周知期間を設ける義務を負わないものとします。この場合、当社は第1項の掲示を行う際にその旨を合わせて掲示するものとし、当社がかかる掲示を行うと同時に、変更後の本約款がお客様とのサービス契約に有効に適用されるものとします。
(1)本サービスの円滑な運営のため必要な場合。
(2)法令制度改正又は社会情勢の変化に伴い必要な場合。
(3)お客様に対する影響が軽微か又ははない場合。

第6条 サービス契約の終了

- サービス契約は、お客様が購入したライセンスが失効した時点で終了するものとします。
- 当社は、サービス契約が終了した後、任意の時点で本サービスからお客様データを消去できるものとし、当社及び販売店はこのことによってお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。
- 理由の如何を問わず、お客様がサービス契約の有効期間の中途において本サービスの全部若しくは一部を使用せず又は使用中止した場合であっても、ライセンス代金の支払債務から免れないものとします。また、この場合、当社及び販売店は受領済のライセンス代金を返還する義務を負わないものとします。

第7条 自己責任の原則

- お客様の事業に対する本サービスの有効性又は適合性は、お客様が自らの責任と負担で判断するものとします。
- お客様は、本サービスの利用に伴って、自らの責めに帰すべき事由により第三者（お客様が展開するサービスの利用者を含み、国内外を問わない）に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自らの責任と負担で、これを処理及び解決し、並びに当社及び販売店を防禦するものとします。
- お客様が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合又は第三者に対してクレーム等の請求を行った場合においても、前項を準用します。
- お客様は、本サービスに送信又は登録する情報を、自らの責任で提供するものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、何ら責任を負わないものとします。
- お客様は、随時、自らの責任と負担で本サービスに登録されたお客様データのうち、必要なものを本サービスの外部に出力し、保管するものとします。ライセンスの失効、サービス契約の終了、本サービス上で発生した障害（ハードウェアの故障やソフトウェアの不具合等を含むが、これらに限られない）等の事由の如何を問わず、お客様が本サービス上に登録した情報の全部又は一部が喪失した場合であっても、当社及び販売店はお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。
- お客様は、自らの故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第8条 お客様による環境整備

- お客様は、自らの責任と負担で接続端末、接続端末をインターネットに接続するための電気通信回線及び電気通信サービスの契約、その他本サービスの利用に必要な環境をお客様事業所に整備し、維持するものとします。
- 当社は、前項の環境の整備及び維持に不備並びに不良があった結果としてお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。
- お客様は、本サービスを利用する前に本サービスに所定の初期設定を行うものとします。

第9条 本サービスの提供

- お客様は、ライセンスの有効期間、週7日、一日24時間、本サービスを利用することができるものとします。尚、本項は本サービスが無停止であることを保証するものではありません。

2. 当社がお客様に本サービスの利用を認める地域は日本国内とします。お客様は、日本国外において本サービスを利用してはならないものとします。
3. 当社は、お客様による本サービスの利用を支援するため、電話及びファクシミリ（専用サポート用紙に基づく場合に限り）による本サービスの利用についての問合わせを受付し、対応を行います。
4. 当社が前項に定める問合わせを受付する時間は、土曜日、日曜日、祝日又は当社が定めるその他休日を除く平日の午前9時00分から午後5時30分までとします。尚、当社は、介護保険料の請求期間、介護保険法の改正法施行前後又は当社が設置したプレミアムフライデー等、別途必要と認めた場合には、事前に通知することを条件にこれ以外の日時にも受付時間を延長又は短縮することができるものとします。
5. 第3項の対応は、全て当社のサポートセンターから提供するものとします。お客様事業所その他の場所に訪問を要するサポートの提供は、いかなる場合も有償対応とします。
6. 当社は、本サービスに関する保守、運用又は技術上の必要性に応じて、お客様データに対する監視、分析、調査等の行為を行うことができるものとします。

第10条 不正利用の防止

1. 当社は、本サービスの不正利用を防止するため、概要仕様書に定める通り本サービスに対する接続制限を行います。
2. お客様は、第三者がお客様になりすまし本サービスを不正利用しないよう、概要仕様書に定める管理要領をお客様の責任と負担により履践するものとします。尚、当社は、お客様の接続端末により行われた本サービスの利用行為を全てお客様自身によって行われたと見なすことができるものとします。
3. お客様は、接続端末の認証に使われるお客様固有の情報や接続端末自体の紛失、盗難、不正使用等のおそれがある場合、直ちに当社所定の方法に従って当社にその旨を通報し、当社に適切な対応を取ることを求めなければなりません。尚、当社がかかる対応をするために要する費用をお客様に請求した場合、お客様は当社にこれを支払うものとします。
4. 当社及び販売店は、接続端末の認証に使われるお客様固有の情報や接続端末について、お客様による管理不備、使用上の過誤又は第三者の不正使用（前項の措置が完了する前に発生したものも含む）によって、お客様及びその他第三者に発生した損害について、何ら責任を負わないものとします。

第11条 本サービスの一時的な中断

1. 当社は、サービス提供設備又は本サービスの提供のために第三者と契約したサービス（サービス提供設備をインターネットに接続するための電気通信回線及び電気通信サービス等を指すが、これらに限られない）が、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中断することができるものとします。
 - (1) サービス提供設備の定期点検、変更又は故障のために保守を行う場合。
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合。
 - (3) その他天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できない場合。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を一時中断する場合、お客様に事前に通知します。但し、本サービスの提供を緊急に行う場合であって、やむを得ない場合はその限りでなく、この場合、事後、速やかにお客様に通知します。
3. 当社は、本サービスの提供に障害があることを知った場合、速やかに障害原因の特定に努め、復旧のために必要な措置を取るものとします。
4. 当社及び販売店は、故意又は重大過失による場合を除き、本サービスの一時的な中断によりお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。また、本サービスの中断状態が発生から48時間以内に復旧した場合は、いかなる場合においても本サービスの一時的な中断によりお客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。

第12条 禁止事項

1. お客様は、本サービスの利用に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社及び第三者の著作権、特許権等の産業財産権、その他知的財産権を侵害する行為（逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為を含むが、これらに限られない）又はそのおそれがある行為。
 - (2) 当社及び第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為。
 - (3) 当社及び第三者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (4) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
 - (5) 法令、条例等に違反する行為又は公序良俗に反する行為。
 - (6) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧奨する行為。
 - (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (8) 当社及び第三者の情報を不当に閲覧、改竄又は消去する行為。
 - (9) 当社及び第三者の設備にコンピュータ・ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又は登録する行為。
 - (10) 当社及び第三者の設備に過大な負荷をかける等、その運用に支障を与える行為。
 - (11) 前3号の他、当社及び第三者の情報セキュリティを侵害する行為（脆弱性の存在を探索する行為を含む）。
 - (12) 有償又は無償の別を問わず、本サービスの全部又は一部を第三者に利用させる行為（第三者の情報を本サービスで処理する行為を含む）。
 - (13) 前各号のいずれかの行為を行うよう第三者を助長する行為。
 - (14) その他、当社が不適切と判断する行為。

2. お客様が、前項各号のいずれかに該当する行為又はそのおそれがある行為を発見した場合、当社に直ちに通知しなければならないものとします。
3. 当社は、第1項各号の禁止行為によって本サービスに登録された情報を、お客様データを含め、事前通告なく、いつにても削除することができるものとします。
4. 前各項の定めは、当社が禁止行為の有無を監視発見する義務や前項の情報削除を遅滞なく行う義務を当社に負わせるものと解釈してはならないものとします。

第13条 ライセンスの停止又は失効

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、履行の提供及び催告等の手続を何ら要さず、即時に、サービス契約を解除し、お客様のライセンスを失効させることができるものとします。
 - (1) お客様が当社又は販売店へ申告した自らの情報に重大な虚偽があることが発見された場合。
 - (2) お客様が第12条（禁止事項）第1項のいずれかに該当する禁止行為を行った場合。
 - (3) お客様が支払停止又は支払不能となった場合。
ライセンス代金の支払債務及び第3条（ライセンス）第5項各号の役務提供の対価の支払債務も対象とします。
 - (4) お客様が差押え、仮差押え若しくは競売の申立を受けた場合。
 - (5) お客様が破産、会社整理開始、会社更生手続を開始し、若しくは民事再生手続開始の申立をしたとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合。
 - (6) お客様が振り出した小切手が不渡りになった場合。
 - (7) お客様が手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (8) お客様が第17条（反社会的勢力の排除）に違反した場合。
 - (9) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (10) お客様が本約款のいずれかの条項に違反し、書面による催告にもかかわらず15日以内に違反状況が完全に是正されない場合又は違反の程度が重大な場合。
 - (11) その他、サービス契約を継続するのが困難な相当の事由がある場合。
2. 当社は、自らの裁量により、前項の措置に代え、お客様のライセンスを停止することによって、本サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、お客様は、ライセンスの停止事由を速やかに解消しなければならぬものとします。尚、当社はいつにても本項に基づくライセンスの停止措置を、前項に基づくライセンスの失効措置に変更することができるものとします。
3. 当社は、前各項の措置によってお客様に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。

第14条 再委託

1. 当社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断で第三者に再委託することができるものとします。
2. 当社は、前項の再委託を行う場合、再委託先に対して、第15条（秘密情報の取扱い）及び第16条（個人情報の取扱い）の他、当該再委託業務遂行について本約款所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第15条 秘密情報の取扱い

1. お客様及び当社は、相手方の秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでないものとします。
 - (1) 公知公用の情報。
 - (2) 既に保有していた情報。
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (4) 独自で開発した情報。
2. お客様及び当社は、相手方の秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、前項の定めにかかわらず、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、情報を開示するお客様又は当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
3. 当社は、再委託のために必要な範囲に限り、お客様から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を再委託先に開示することができます。但し、この場合、当社は再委託先に対して、当社と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。
4. 本条の定めは、サービス契約終了後も5年間有効に存続するものとします。

第16条 個人情報の取扱い

1. お客様は、当社が本サービスの提供に際してお客様より預託を受けた個人情報を、次の各号の目的のために使用することを承諾します。
 - (1) 本サービスの提供。
 - (2) 本サービスの品質向上のために、統計処理等に活用すること。
 - (3) 当社における市場調査・商品開発のために、統計処理等に活用すること。
 - (4) 当社における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。
2. 当社は、前項の他、個人情報保護法その他関連諸法令を遵守して個人情報を取扱うものとします。
3. 当社は、再委託のために必要な範囲に限り、お客様から事前の書面による承諾を受けることなく個人情報を再委託先に取り扱わせることができるものとします。但し、この場合、当社は再委託先に対して、当社と同等の取扱義務を負わせるものとします。
4. 本条の定めは、サービス契約終了後も期間の定めなく有効に存続するものとします。

第 17 条 反社会的勢力の排除

- お客様及び当社は、自己、自らの子会社及び関連会社、並びにこれらの役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいう）若しくは業務従事者又はサービス契約の媒介者が、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
 - 反社会的勢力であること。
 - 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自らの事業活動に支配的な影響力を有すること。
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。
 - その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- お客様及び当社は、サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
- お客様及び当社は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
 - 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
 - 自ら、自らの子会社、関連会社若しくは業務従事者又は第三者を利用して次のア乃至ウのいずれかに該当する行為をすること。
 - 事実上、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
 - 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
 - 相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること。
 - 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辭を用いる等すること。
- お客様又は当社は、相手方が本条の規定に違反した場合、履行の提供及び催告等の手続を何ら要さず、即時にサービス契約を解除することができるものとします。尚、この場合、契約を解除したお客様又は当社は、相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。また、本項は、契約を解除したお客様又は当社による相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第 18 条 知的財産権

本サービスに関する著作権、特許権等の産業財産権（産業財産権を出願する権利を含む）その他あらゆる知的財産権は、全て当社及びその他第三者に帰属し、本サービスの提供によってお客様その他第三者に何ら譲渡され又は移転されないものとします。

第 19 条 責任の制限

- お客様は、本サービスにおいて、ネットワーク技術、インフラストラクチャとしてのインターネット、ソフトウェア、アプリケーション開発用フレームワーク、オペレーティングシステム等、本サービスの関連技術及び構成技術の一般的性質や技術的複雑性により、本質的にその安全性、信頼性、正確性、完全性及びセキュリティなどに関する欠陥の不存在、並びにプログラムエラー及びバグの不存在が保証されないものであることを理解し、当社がこれらについて保証責任を負わないことに同意するものとします。
- 当社が本サービスの提供に関して負うべき義務は、当社が善良なる管理者の注意義務をもってサービス契約を履行し本サービスの提供をすることをその

全てとします。

- 当社は、本サービスの提供に関してお客様又は第三者に生じた損害について、請求事由の如何を問わず、当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常生ずべき損害に限り、損害賠償責任を負うものとします。当社は、いかなる場合も、特別な事情により生じた損害（予見の有無を問わない）、間接損害、逸失利益及び次の各号に掲げる免責事項により発生した損害については、何ら責任を負わないものとします。
 - 本サービスの一時的な性能不良及び性能変動。
 - 障害、故意又は重過失以外の原因による本サービスの一時的な中断。
 - 発生から 48 時間以内に復旧した本サービスの一時的な中断。
 - 地震、台風、洪水、火災、噴火等の天変地異、暴動、内乱、法律の制定・改廃、公権力による命令・処分、同盟罷業、その他の争議行為、輸送機関の事故、停電その他の不可抗力。
 - 当社が善良なる管理者の注意義務をもってしても発生を防げなかったお客様データの損失。
 - 当社が善良なる管理者の注意義務をもってしても防げなかった高度なセキュリティ侵害（ウィルス感染、不正アクセス及びサイバー攻撃等を含むがこれらに限られない）。
 - 当社が善良なる管理者の注意義務をもってしても予防できなかった第三者製造によるハードウェア及びソフトウェア（オペレーティングシステム、ミドルウェア、データベースを含むが、これらに限られない）の不具合。
 - 電気通信事業者の提供する電気通信回線又は電気通信サービスの障害。
 - 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え、捜索、検証等）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分。
 - 前項の損害賠償責任は、次の各号のいずれか少額の金額をその上限とします。
 - 本サービスに含まれない事項。
 - 本約款に基づく当社の免責事項。
 - その他、当社の責に帰すべからざる事由。
- 前項の損害賠償責任は、次の各号のいずれか少額の金額をその上限とします。
 - ライセンスの代金（月額相当額）×損害賠償請求の原因となった本サービスの提供義務違反が存在した月数。
ライセンスの代金（月額相当額）とは、ライセンスの代金をライセンスの有効期間の総月数で除して得られる金額とします。
 - ライセンスの代金。

第 20 条 権利義務の譲渡禁止

お客様及び当社は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、サービス契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならないものとします。

第 21 条 準拠法・使用言語

- 本約款及びサービス契約の準拠法は、日本法とします。
- 本約款及びサービス契約の解釈を行う言語は、日本語とします。

第 22 条 裁判管轄

お客様及び当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条 協議等

お客様及び当社の間で本約款に定めのない事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議し、解決することとします。

以下、余白